

神戸市告示第 281 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和 4 年 6 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
長田区浜添通 4 丁目 4 番 1 の一部、4 番 2 の一部、5 番 2 の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図

